

# 大阪府では、「森林環境税」<sup>※</sup>による取組みを

## 平成28年4月からスタートします



大阪府広報担当副知事もずやん

～府民みんなで、自然災害から暮らしを守り、  
健全な森林を次世代へつなぐために～

近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、土石流の発生時に渓流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで、河川や水路等をふさぎ、市街地における被害を拡大させる流木被害が発生しています。

一方、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞し、森林の荒廃が進み、森林の果たしてきた災害防止機能をはじめとする様々な公益的機能（下記①参照）が著しく低下しています。

大阪府においては、市街地の背後に山間部が迫っているため、ひとたび災害が発生すれば、生命や財産が危険にさらされることになります。

こうした中、新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施することが急務となっており、森林環境税（下記②、③参照）を創設することとしました。

府民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ① 森林の持つ様々な公益的機能

土砂災害防止、水源かん養機能（貯水機能）、地球環境保全機能（二酸化炭素の吸収）など、私たちの暮らしを支えています。



出典：「平成22年度 森林・林業白書」

### ② 税の使いみち

〈自然災害から暮らしを守る取組み〉

- ◆危険渓流の流木対策
- ◆主要道路沿いの倒木対策  
（ナラ枯れ対策、放置竹林対策）

〈健全な森林を次世代へつなぐ取組み〉

- ◆持続的な森づくり  
（森林整備や林業活動のための基盤づくり、間伐材の利用促進等）

### ③ 税のしくみ

- 納める額 年額300円（個人府民税均等割額に加算）
- 納める人 個人府民税均等割の納税者と同じ

府内に住所がある個人、府内に家屋敷等がある個人  
ただし、次の人は非課税となります。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫
- ・各市町村の条例で定める一定の合計所得金額以下の人

- 期間 平成28年度から平成31年度までの4年間

※森林環境税とは、森林保全に必要な財源を確保することを目的とした個人府民税均等割の超過課税のことで、

「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」に基づき実施するものです。

## よくある質問とその答え

### Q1 なぜ今、森林環境税が必要なのですか？

A. 近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、従来の山地災害と異なり、土石流の発生時に渓流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで、河川や水路等をふさぎ、冠水や交通遮断など、市街地における被害を拡大させる流木災害が各地で発生しています。

このような流木災害については、府内においても、平成25年、平成26年と発生しているところ です。

一方、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞するとともに、平成21年に初めて確認されたナラ 枯れ被害は、平成26年度末には15市町にまで、急速に拡大するなど、森林の荒廃が進み、森林の 果たしてきた災害防止機能をはじめとする様々な公益的機能が著しく低下しています。

こうした中、自然災害から府民の暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐための新たな森林保 全対策を、緊急かつ集中的に実施することが急務となっており、厳しい財政状況のもと、府民の皆様 に新たなご負担をお願いするものです。

### Q2 納税は、どうすればよいのですか？

A. 個人府民税として、個人の市町村民税とあわせて市町村に納税（納入）していただきます（個人府 民税は、市町村から府へ払い込まれます）。

#### （1）特別徴収

##### ① 給与からの特別徴収

給与支払者（特別徴収義務者）が、毎月の給料の支払の際、給料から税額を差し引いて市町 村に納める方法で、特別の手続きは不要です。

##### ② 公的年金からの特別徴収

公的年金支払者（特別徴収義務者）が公的年金の支払の際、公的年金から税額を差し引いて 市町村に納める方法で、特別の手続きは不要です。

#### （2）普通徴収

市町村から送付される納税通知書により納税者の方が納める方法で、これまでどおり納付書 で納めていただきます。

### Q3 森林環境税の使いみちは、どうすれば知ることができますか？

A. 森林環境税の実施にあたっては、「大阪府森林環境整備事業評価審議会」を設置して、外部有識者 等に事業評価を行っていただき、その結果を公表してまいります。

また、森林環境税を財源とする事業の執行状況につきましては、毎年度、収入見込額・執行額・ 翌年度への繰越額を公表してまいります。

その上で、ホームページ等の府の広報媒体の活用はもちろん、報告会を開催するなど、森林環境税 でどのような事業を行っているか、府民の皆様への説明を行ってまいります。

お問い合わせ先 （平日午前9時～午後6時・土日祝・年末年始休み、FAXは24時間受付）

府民お問合せセンター「ピピっとライン」  
TEL 06-6910-8001 ・ FAX06-6910-8005

#### 〔担当課〕

〈税の使いみちに関すること〉 環境農林水産部みどり推進室みどり企画課

TEL06-6210-9620 ・ FAX06-6210-9551

〈税のしくみに関すること〉 財務部税務局徴税対策課

TEL06-6210-9123 ・ FAX06-6210-9933



大阪府広報担当副知事もずやんと家族